

全国都道府県議会議長会会則（抄）

第2章 役員

（役員）

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 8人
- (3) 理事 7人
- (4) 監事 3人

（役員の選任及び任期）

第6条 役員は、次に掲げる方法により、第1回の定例総会において選任する。

ただし、統一地方選挙が行なわれた年度においては、その統一地方選挙の後、すみやかに臨時総会を開き選任する。

- (1) 会長及び副会長は、全会員で互選
- (2) 理事は、次表によるブロックから各1人をブロック内会員で互選

ブロック	都道府県
北海道東北	北海道、青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島
関東	東京、神奈川、千葉、茨城、栃木、埼玉、群馬、山梨、長野、新潟
東海北陸	愛知、三重、静岡、岐阜、富山、石川、福井
近畿	京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、滋賀
中国	広島、岡山、鳥取、島根、山口
四国	香川、徳島、高知、愛媛
九州	福岡、大分、佐賀、長崎、宮崎、熊本、鹿児島、沖縄

(3) (略)

- 2 役員の任期は、選任の日から起算して2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。
- 3 役員は、第1項ただし書の規定により、新たに役員が選任されたときは、その職を失う。
- 4 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 5 任期満了前に任期満了による後任者の選任を行ったときは、当該選任された者の任期は前任者の任期満了日の翌日から起算する。
- 6 会長又は副会長に欠員を生じたときは、第1項の規定による総会以外の総会において後任者を選任するものとする。ただし、副会長に欠員を生じたときは、会長は、当該都道府県議会の後任の議長を副会長に指名することができる。
- 7 (略)

第4章 会議

(招集及び定足数)

第15条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、会議を構成する者の半数以上が出席しなければ開くことができない。ただし、役員会にあっては、会長が必要と認めるときは、この限りではない。

(議事)

第16条 総会及び役員会の議長は会長、副議長はあらかじめ会長が指定した副会長とする。ただし、前年度の定例総会において決定した開催地において開かれる定例総会の議長及び副議長は、当該開催地を含むブロックにおいて、あらかじめ互選した都道府県の議会の議長とする。

- 2 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。この場合においては、議長は議決に加わることができない。

(緊急事案の処理)

第17条 緊急を要する事案があるときは、役員会は、議決機関に代わって当該事案を処理することができる。この場合において、役員会を開くいとまがないときは、会長がこれを専決することができる。

- 2 前項に規定する処理又は専決をしたときは、会長は、その経過及び結果を全会員に通知しなければならない。